判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

_					資料番号	18-2	担当課	子育て支援課
	法令名	母子及び父子並びに寡婦福祉 法	根拠条項	31	Ø 7−4	不利益処 分の種類	父子家庭日常生活支援事業者 に対する事業の停止、制限命 令	

○母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号) (父子家庭日常生活支援事業)

第三十一条の七

4 第二十条の規定は父子家庭日常生活支援事業(第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に 児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下 同じ。)について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者 について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二条第一項中「母子家庭の」とある のは「父子家庭の」と、第二十三条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」 と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に 児童を扶養しているもの」と、第二十四条中「第十七条第一項」とあるのは「第三十一条の七 第一項」と読み替えるものとする。

(事業の停止等)

- 第二十三条 都道府県知事は、母子家庭日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに 基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営 利を図り、若しくは第十七条第一項の措置に係る配偶者のない女子で現に児童を扶養している もの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は 停止を命ずることができる。
- ○母子家庭等就業・自立支援センター運営事業委託契約書

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の 用に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) この契約に違反したとき
 - (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。